

令和元年度旭川市農業委員会第5回定例農政部会議事録

- 1 開催日 令和元年12月25日（水曜日）
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後1時40分閉会
- 3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第2委員会室
- 4 出席委員 17名
1番・大橋 政美 2番・加藤 孝志 3番・佐藤 慎二 4番・山村 志保子
5番・安友 進 7番・浅沼 博実 8番・上島 由満 9番・香川 三四郎
10番・北原 浩美 11番・中原 俊一 12番・請川 幹恭 13番・島田 正明
14番・大西 秀雄 15番・島山 守穂 16番・田口 一昌 17番・市田 敏行
18番・山田 孝
- 5 欠席委員 1名
6番・橋本 幸博
- 6 会議出席 高桑事務局次長 秋山事務係主査 松本事務係主査
事務局職員 須賀事務係主任
- 7 傍聴人 なし
- 8 議事録 1番・大橋 政美 2番・加藤 孝志
署名委員
- 9 議事内容
(1) 報告第1号 農業者老齢年金裁定請求について
(2) 報告第2号 農地法第5条の規定による届出について
(3) 報告第3号 現地目証明願について
(4) 報告第4号 国土調査法に基づく農地の確認について

10 議事録本紙

- 議長（市田 敏行） ただいまから令和元年度旭川市農業委員会第5回定例農政部会を開会いたします。
会議の成立であります。現在の出席委員数は17名でありますので、部会規則第8条の規定に基づきまして、本会は成立しております。
詳細につきましては、事務局から諸般の報告をお願いします。
- 事務局（高桑 次長） 事務局。
御報告申し上げます。
本日の部会に、6番・橋本委員以上1名の方から欠席する旨の届出がございましたので、御報告いたします。
- 議長（市田 敏行） それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。
1番・大橋委員、2番・加藤委員の両委員を指名いたしますのでよろしくお願いたします。
それでは、本日の議事日程に基づき進めてまいります。御発言のときには、議席番号を告げてから御発言願います。

-
- 議長（市田 敏行） それでは審議に入ります。
日程第1報告第1号「農業者老齢年金裁定請求について」御報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（須賀 主任） 事務局。
日程第1報告第1号「農業者老齢年金裁定請求について」御説明いたします。
令和元年10月11日から令和元年12月10日までの間に2件の裁定請求があり、内容が適格なものとして独立行政法人農業者年金基金に送付いたしましたことを報告いたします。
以上でございます。
- 議長（市田 敏行） ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はいかがでしょうか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないようですので、報告第1号を終わります。

-
- 議長（市田 敏行） 次に、日程第2報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」御報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（須賀 主任） 事務局。
日程第2報告第2号「農地法第5条の規定による届出について」御説明いたします。
これは市街化区域内の農地を権利移動し転用するもので、令和元年10月11日から令和元年12月10日までの間に、所有権移転による届出が2件あり、転用の目的につきましては共同住宅建築が1件と住宅建築が1件でございます。
これらにつきましては、旭川市農業委員会事務局規程第7条第1項第2号に基づき事務局長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（市田 敏行） ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はいかがでしょうか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないようですので、報告第2号を終わります。
-

- 議長（市田 敏行） 次に、日程第3報告第3号「現地目証明願について」御報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（須賀 主任） 事務局。
日程第3報告第3号「現地目証明願について」御説明いたします。
令和元年10月11日から令和元年12月10日までの間に市街化区域内に所在する土地における現地目証明の願出が40件あり、事務局で確認したところ、表の中程にあります利用状況のとおり現況が全て農地・採草放牧地以外であり、これらにつきまして、現地目証明事務処理要領第第12条及び部会長専決規程第2条第2項第9号に基づき農政部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（市田 敏行） ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないようですので、報告第3号を終わります。
-
- 議長（市田 敏行） 次に、日程第4報告第4号「国土調査法に基づく農地の確認について」御報告いたします。
事務局から説明いたします。
- 事務局（須賀 主任） 事務局。
日程第4報告第4号「国土調査法に基づく農地の確認について」御説明いたします。
本案件は、旭川市長から、国土調査法第6条の4の規定に基づく地籍調査の対象地のうち、農地について、その現況等の確認依頼があったため、調査の上、回答を行ったことを御報告するものであります。
報告第4号を御覧ください。
対象地は、東17地区（東光1条から東光9条の2丁目及び東町2丁目）に所在する301筆であり、全て市街化区域内であることから、現地目証明願の取扱いに準じ、農政部会で報告するものであります。
確認項目は、各土地の「農地・非農地の別」、「利用状況」、「転用許可（又は届出）の有無」、「地目変更の可否」、「届出の要否」の5項目となっております。
なお、現地目調査につきましては、市街化区域内の土地であることから、現地目証明願の取扱いに準じ、事務局職員による現地調査を行いました。
対象の301筆のうち、122筆が一般の民地、178筆が旭川市の所有地、1筆が北海道の所有地であり、これら全ての土地について、登記上の地目を農地以外に変更して支障がない旨を回答したものです。
なお、旭川市長への回答は令和元年10月18日付けで行いましたことから、回答後の直近の農政部会である第5回定例農政部会で御報告いたします。
以上でございます。
- 議長（市田 敏行） ただいま、事務局から説明がありましたが、御意見・御質問等はございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） ないようですので、報告第4号を終わります。
-
- 議長（市田 敏行） 以上で本日の提出議案の審議を全て終了いたしました。
委員の皆さんから、その他御意見等はございますか。
- 委員 （「なし。」の声あり。）
- 議長（市田 敏行） それでは、これをもちまして令和元年度旭川市農業委員会第5回定例農政部会を閉会いたします。